

山形県(検査指導室)も全中(全国監査機構)も不正な精算を黙認  
再検査・再監査を求めます！

■検査で確認しておきながら指摘せず。(山形県)

■存在しない要領、行っていない理事会決定でも問題無し。(全国監査機構)

山形県(検査指導室)は平成26年9月にJA庄内みどりに対して常例検査を実施。  
販売事業について

- ・販売事業に係る精算事務についてみると、生産者に還元すべき精算金を販売雑収入に計上している事例が認められた。今後は適正に処理すること。と指摘
  - ・平成23年産米の本精算において、農協が直接販売した合計額と、系統出荷販売した合計額の差額152,938,050円を直接販売メリットとし、その半額76,469,000円を販売雑収入に計上していたもの。
  - ・さらに、平成25年5月31日に行った平成22年産加工用米の最終精算において、精算額3,524,880円を全額販売雑収入に計上していたもの。
  - ・まさに、遊佐地区総代の方々が指摘していた内容と同じ事を、同じ金額を山形県は1次的であれ検査で指摘しました。
- ・山形県は午後の理事への説明会で76,469,000円項目ごと削除！
  - ・組合長はのちの理事会で、要領規定に基づいて理事会で決定されていますのでと言う話で理解いただいたという事で削除してくれたと発言。
  - ・総代会での総代の質問に、経済担当常務は直販メリットについて明文化されたものは無いと回答する。
  - ・もし、直販メリットについて要領規定があるのなら、提示すべきである。さらにいつの理事会で決定したかについても議事録の提出をお願いしたい。
- ・全国監査機構はJA庄内みどりの米の精算は特段問題なしと回答
  - ・全国監査機構は、遊佐地区総代の質問に対して、米の直販メリットの配分については、要領に基づく理事会での審議・決定に基づいて会計処理が行われており、特段の問題はないと判断しております、と回答しました。
  - ・これは、農協側の発言とまったく同じです、米の直販メリットの配分についての要領の提示をお願いしたいのです。
  - ・全国監査機構の今回の監査状況は、JA改革でも指摘された監査についての問題を、自らが露呈してしまったことになるのではないのでしょうか？

山形県は有るのも削除！全国監査機構は無いものをあると！  
両組織に対して正しい検査・監査を求めます。